

平成30年度

第2回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成30年10月25日(木) 14:00~15:40

場所 北海道中小企業会館 会議室F

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

- ア 北海道男女平等参画基本計画の推進状況について
- イ 配偶者暴力(DV)に関する北海道の状況(平成29年度)について

(2) 審議事項

- ア 第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する計画の策定について
- イ 専門部会の設置について

(3) そ の 他

- ア 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定について

3 閉 会

1. 開 会

○廣畑女性支援室長 それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、平成30年度第2回北海道男女平等参画審議会を開催します。

開会に当たり、環境生活部くらし安全局長の堀本からご挨拶申し上げます。

○堀本くらし安全局長 皆様こんにちは。北海道環境生活部くらし安全局長の堀本でございます。本日の会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより、道における男女平等参画の推進について、ご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、先月9月6日に、道としてこれまで経験したことのない震度7という大規模な地震が発生したところでございまして、この地震によりまして多くの尊い命が奪われるとともに、多くの地域でいまだに被災されている方々がたくさんおられる状況にございます。また、被災地と申しましても、胆振管内だけではなく、全道域に、例えば停電などもありまして、道内の隅々まで、日々の生活はもとより、また産業においても、大きな影響が生じているところでございます。委員のみなさまにおかれましても、道内各地から本日の会議にお集まりいただいているところでございますが、お住いの地域におきましても、様々な被害、あるいはご苦勞に直面されているのではないかとお察しするところでございます。

今後、震災前と同様に、北海道が元気を取り戻し、安心して暮らせる環境を整えていくためには、それを支える人づくり、地域づくりがますます重要になってくるものと考えてございます。今年の3月に策定をいたしました「北海道男女平等参画基本計画」におきましても、女性の視点を取り入れた災害に対する支援など、防災・災害復興における男女平等参画の推進といったことも盛り込ませていただいているところでございまして、女性はもとより、様々な方の意見や力のつながり・広がり、これからの魅力的なまちづくり、また地域おこしに活かされるのではないかと考えてございます。今後とも、みなさまのご協力をお願いしたいと考えてございます。

さて、本日は、6月の審議会で知事から諮問をいたしました「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」の策定について、専門部会においてご検討いただきました結果の報告と、その内容についての審議を中心と考えてございます。また、道内各地において活躍する女性や団体などを表彰する「北海道男女平等参画チャレンジ賞」の受賞者を選考するため、専門部会の設置につきましても審議をいただきたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

結びとなりますが、皆様におかれましては、専門的なご助言や忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○廣畑女性支援室長 議事に先立ちまして、本日の出席状況についてご報告いたします。

本日は、委員15名のうち、11名の出席をいただいております。「北海道男女平等参画推進条例」第28条第2項に定める「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことはできない」という開催要件を満たしておりますことを、ご報告します。

この春に、根本委員の後任としてご就任いただきました横田委員におかれましては、今回初めてのご出席となりますので、ご紹介いたします。

○横田委員 ただいまご紹介いただきました、函館市市民部市民・男女共同参画課長の横田と申します。この4月に今の職につきまして、今の長い名前もようやく板に付いてきたところでございます。前職につきましては、8年間、同じ市民部なのですけれども、国保年金課というところで職に就いておりました。な

かなかこの男女共同参画、男女平等参画という仕事は馴染みがないのですが、みなさまのご意見をいろいろと頂戴しながら勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○**廣畑女性支援室長** ありがとうございます。

なお、委員でいらっしゃいます山田委員におかれては、日本労働組合連合会 北海道連合会の女性委員会委員長として、この審議会にご参画いただいていたところですが、昨日 24 日をもって北海道連合会を退任されました。後任の方は、同じく昨日に選出され、引き続きこの審議会へご参画くださるとの内諾をいただいております。今後、事務局において、審議会委員へのご就任の手続を進めて参ります。

また、本日は、女性相談援助センターの美藤所長が出席しておりますので、ご紹介いたします。

○**美藤女性相談援助センター所長** 道立女性相談援助センター所長の美藤と申します。委員の皆様には日ごろより大変お世話になっております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○**廣畑女性支援室長** そして、道庁内に設置している「北海道男女平等参画推進連絡会議」の担当職員も出席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、事務局から、配付資料の確認をさせていただきます。

○**事務局** 配付資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

本日、委員のみなさまのお手元には、出席者名簿と、当日配付としてご案内していたとおり、資料 1 をお配りしております。あと、本日の審議に必要なかと思ひまして、委員お二人の間に 1 冊ずつ「第 3 次北海道男女平等参画基本計画」の冊子を置かせていただきました。これは 6 月の審議会の際に、みなさまにお配りしておりますので、本日はご参考ということで、冊数は少ないですが、お手元で見ただけだと思います。それ以外の皆様については、次第から資料一式、次第の後ろの方に配付資料一覧を記載してございますが、お配りしております。不足のものがございましたら、おっしゃっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○**廣畑女性支援室長** それでは、ここからの進行は、広瀬会長にお願ひいたします。

2. 議 事

(1) 報告事項

ア 北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

○**広瀬会長** 皆様、こんにちは。それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、議題 (1) の報告事項ですね、「北海道男女平等参画基本計画の推進状況について」、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** それでは、報告事項の 1 番目ということで、「北海道男女平等参画基本計画の推進状況について」ということで、説明させていただきます。

資料につきましては、お手元の資料 1、後ろの方に A 3 版のものを 4 枚付けてございますが、こちらの方になります。

まず資料の「1 作成の趣旨」ということなのですが、これにつきましては、「北海道男女平等参画推進基本計画」の推進状況ということで、「北海道男女平等参画推進条例」の第 17 条に規定がございまして、毎年公表することにしております。例年ですと、この時期に、前年度における推進状況と、男女平等参画の推進に関して講じた各種施策の実施状況を取りまとめいたしまして、この審議会において説明を行っているところでございます。

次の、「2 第 3 次計画の体系」ということで、この計画の体系につきましては、今年度第 1 回の審議会、6 月 12 日に開催してございますが、そこにおきましても第 3 次計画の概要ということで、皆様にご説明を申し上げておりますが、改めて説明をさせていただきますと、この第 3 次計画におきましては、3 つの大きな目標、目標の I として「男女平等参画の実現に向けた意識の変革」、目標の II としまして「男女

が共に活躍できる環境づくり」、そしてⅢといたしまして「安心して暮らせる社会の実現」という、この3つの目標を掲げておりまして、その下に9の基本方向、更にその下に25の「施策の方向」というものを定めてございます。これが体系になります。

資料は2ページ目へ参りまして、「3 計画の推進状況」なのですけれども、第3次計画におきましては、計画の推進管理を効果的に行っていくために、今ご説明しました25の施策の方向、それぞれの施策方向の下に、25の指標項目、62の参考項目というものを設定しています。指標項目につきましては、計画の成果を検証する際に用いるということで、目標値も設定してございます。一方の参考項目につきましては、男女平等参画推進の状況把握のために、あくまでも参考とする項目という位置付けで設定してございます。

その指標項目、参考項目の29年度における詳しい状況というものが、資料の2枚目以降のA3版の方にまとめているものになります。指標項目、参考項目それぞれ数がございまして、少々細かくて恐縮なのですけれども、平成30年10月、今現在の時点で把握をできるものについて整理を行ったものということで、ご用意させていただいております。この表自体は、平成14年度末から数値の記載がスタートしていますけれども、最初の「北海道男女平等参画基本計画」の策定を行ったのが平成13年度末ということでございますので、その翌年度、平成14年度以降のデータをこのように整理しております。

数がございまして、この中から、主な指標項目の状況につきまして、ピックアップする形でご説明をさせていただきたいと思っております。

なお、今年度は、第3次計画がこの4月から計画期間がスタートしまして、計画の初年度目ということもございまして、目標値に達していない指標項目が非常に多くなっていることは、ご理解いただければと思っております。また、指標項目も、見ていただきますと、項目によっては調査年でない、例えば隔年ですとか、2～3年おきに調査をしているといったことであるため、29年度末のデータが存在しないものの中に結構ございます。その場合につきましては、この表の中に「－」を表示しておりますので、その点もご了解をいただければと思っております。

まず、目標Ⅰ「男女平等参画の実現に向けた意識の変革」ということになりますが、ここのNo. 1、表の1番上になります。「『男は仕事、女は家庭』という考え方に同感しない人の割合」というところなのですけれども、この指標項目も、見ていただきますと「－」の表示になっておりまして、経年で見ていくと、平成23年の31.9%から、平成27年には46.1%ということで、14.2%伸びている状況は確認できる状況になっておりますが、こちらの調査は、4～5年ごとに道で実施しております「道民意識調査」に設問を設定いたしまして調査を行っているという関係がございまして、29年末の欄につきましては、調査年に該当しないということで「－」表示ということにさせていただきます。

次に、目標Ⅱに入って参りたいと思っておりますが、「男女が共に活躍できる環境づくり」、ここの中のNo. 3でございます。3をご覧ください。「道の審議会等における女性委員の登用率」でございますが、これにつきましては毎年度調査を実施しておりまして、平成29年度の数値となりますけれども、37.4%となっております。前年度から0.2ポイント下がるといった結果となっております。審議会等における女性委員の登用につきましては、道におきましては、「女性の政策・方針決定参画促進要綱」という要綱を制定しておりまして、その中で女性委員の登用率を、目標値ということで40%と定めております。なおかつ、審議会の委員の委嘱に当たりましては、私ども環境生活部道民生活課の方に事前協議することを各部署の方に義務づけいたしまして、女性委員の積極的な登用を、全庁的に働きかけを行って進めているところでございます。なお、29年度に関しましては若干下がったという結果だったのでございますけれども、最新の状況、平成30年4月時点での状況を補足しますと、37.8%ということで、上昇しておりますことを補足で説明させていただきたいと思っております。

次に、主な指標ということで、No. 6の「育児休業取得率」についてご説明をしたいと思います。これにつきましては、女性は81.5%と、10年前に比べ10.7ポイント増加するといった伸びを示しているのですけれども、昨年度からは1.0%微減しているという状況でございます。男性の方も2.2%ということで、前年度から少し下がっているのですが、男性につきましては依然として低い状況でございます。

№. 8の「女性（25～34歳）の就業率」ということでご紹介させていただきますと、平成29年の平均ということで71.4%となっております、平成28年（70.3%）と比べて1.1ポイント増加するといった結果となっております。ただ、この指標は、目標値を「全国平均値以上」ということで第3次計画では設定してございます。その全国平均値なのですが、ご覧いただくとおわかりのとおり75.7%という数値になっておりまして、平成28年の全国平均値73.9%から1.8ポイント上昇しております。この伸びが北海道の伸びよりも大きいために、北海道も伸びてはいるのですけれども、目標値、全国平均値との開きは、前年度に比べると少し開いてしまっている（平成28年は3.6ポイント、平成29年は4.3ポイント）という状況となっております。

次に、NO. 12の「保育所入所待機児童数」のところでございます。ここにつきましては、平成29年度末の翌日ということで、平成30年4月1日現在の人数で記載させていただいております、その数値が129人ということで、1年前より64人という、やや大きな増となっております。その内訳を見ていきますと、実は七飯町が63人と、129人のうちの約半数を占めておりまして、これが影響しているのかなという状況になっております。これは保育所の待機児童数ということなのですが、潜在待機児童数、この資料には掲載していないのですけれども、その状況を見ていきますと、同じ時点での数値は、2,391人にのぼっておりまして、こちらの方は、その半数以上は札幌市（1,689人）となっております。補足でご紹介させていただきます。

次のページに入って参りまして、目標Ⅱの一番上、№. 17になります。「農業士の女性認定数」というところでございます。こちらの方は、途中から記載方法が変わっております、第2次計画におきましては「指導農業士の女性の割合」を指標項目に設定しておりました関係で、平成27年度まではその割合をパーセントで記載しているのですが、平成28年度からは第3次計画の目標に合わせて、人数ということで記載をさせていただいております。28年度が53人、29年度につきましては57人ということで、4人増という結果になってございます。

次に、「指標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現」になりますけれども、ここに関しては、平成29年度が調査年でない指標が少し多くなってございます。中でも、今日の議題とも関係してくる部分なのですが、№. 19の「配偶者からの暴力の周知度」というところなのですが、平成28年度の数値を入れさせていただいているのですが、今年度については調査年ではないということで、数値を載せていないということになっております。なお、道内における配偶者からの暴力に関する平成29年度の相談件数や一次保護の件数などにつきましては、この後、報告事項の（イ）の方で詳しくご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の№. 20と№. 21、「ひとり親家庭の親の就業率」をご覧いただければと思います。ここにつきましては、母子家庭（89.7%）、父子家庭（94.4%）ともに、前回、平成24年度になりますけれども、前回は上回るという状況になっているのをご覧いただければと思います。

以上、雑駁ではございますが、第3次計画の推進状況ということで、主な指標項目をピックアップしてご説明させていただきました。

冒頭にも申し上げましたけれども、例年ですと、毎年この時期に審議会において、計画の推進状況ということで、もう少し詳しい資料をご報告させていただいているところですが、今年度は、第3次計画の初年度目ということで、指標項目や参考項目、関連する施策が第2次計画から変わっているといった関係もございまして、現在、関連する施策の実施状況の取りまとめを行っているところでございます。

また、指標項目、関連項目の中には、内閣府男女共同参画推進局の方で例年調査を実施しておりまして、その調査の公表が例年12月に行われております。項目によっては、その調査の公表を待たなければ第3次計画の実績としてお出しできないものもございまして、そちらの調査との整合性も図るような形で、本年の12月くらいを目途に、最終的に整理をいたしまして、公表したいと考えてございます。その公表に当たりましては、委員のみなさまにもお知らせして参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。

資料1についてご説明いただきましたけれども、今の内容についてご質問などございますでしょうか。

○**高橋委員** 非常に詳しいデータだと思うのですが、このデータをもう少し深掘りした統計調査をやっているのかどうかを知りたいのですが。例えば、非正規の方の、シングルマザーの雇用状況をどのように調査するとか、これをもう少し深掘りしたものがあってこの数値がでてきたのか、それとも通り一遍という言い方は、私も役所にいたので言いづらいのですが、内閣府から来たので調査しただけなのか、もう少し深掘りしたバックデータがあるのかどうかというのを知りたいのですが。

○**事務局** 様式が一番右側の覧をご覧いただければと思うのですが、それぞれデータございますけれども、その出典というものをここに書いております。道において、いろいろと関連する計画や調査がございますして、そこから出典ということで、こちらの計画の方に計上するなり、あるいは実績を確認するというところを行っております。大元の出典の方でそういった分析を行っている部分もございますし、あるいは私どもの方で直接、例えば市町村を対象に調査を行っている部分もございますので、その中でそれぞれ、要因などは把握するように努めているところでございます。

○**山崎委員** 指標項目の12の保育所の待機児童数なのですが、ご説明では潜在的な待機児童が2,321人ということだったのですが、「潜在的な待機児童」という説明をいただきたいというのと、それと七飯町がこれだけ多いのはなぜなのかというのは、どう分析されているのか、お聞きしたいなと思います。

○**事務局** まず、七飯町が多かったという理由についてなのですが、紐解いて見たときに、七飯町だけが突出しているという状況が少々異常であったので、その直近2～3年の状況を確認いたしました。その時点では、七飯町の名前が出てきていないのです。ここからは推測の域になってしまうのですが、2年ほど前からですか、北海道新幹線の開業などがあり、車両基地ができたということがありまして、その影響で人の流れが変わってきているという状況があるのかなど。後は、函館のベッドタウンということで、七飯町の方が結構宅地開発も進んでいるのかなどといったようなところを、推測なのですが、これも要因として考えていたところでございます。もう一つのご質問の「潜在待機児童」ですね、これにつきましては、仕事を探しながら預け先がなかなか確保できない、あるいは認可外保育所といった部分でカウントしている部分もあるのですけれども、道の保健福祉部の方で四半期ごとに調査を行っておりまして、結果を公表してございます。本日は、保健福祉部の担当者が急な用務のため欠席してございまして、間違いがあっては何ですので、改めて私の方から、七飯町の件、調査結果等の確認もいたしまして、後ほど皆様の方へその資料も含めましてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○**広瀬会長** 他にございますでしょうか。

○**篠原委員** 基本項目の「男女が共に活躍できる環境づくり」のうちの4番目の「農林水産業・自営業における男女平等参画の促進」というのがあるのですが、この指標項目2つを拝見すると、どちらも農業に対しての指標項目なのですが、例えば林業とか水産業についての指標項目というのは特に設定されていないのでしょうか。

○**事務局** 目標Ⅱの3のところですね、農業のみの指標設定になっているのではないかとご質問なのですが、冒頭で、委員の皆様でシェアをしてご覧くださいと申し上げましたこちらの冊子（第3次北海道男女平等参画基本計画）の28ページをご覧いただければと。この27～28ページが、資料1の一覧表の項目と一致してくる部分でございまして、ここに指標項目一覧として掲載させていただいております。篠原委員からご質問のありました部分なのですが、28ページの目標Ⅱの3の（1）の部分ですね、ここに関しては、実は指標としては、農業関係の指標2点ということで設定となっておりますので、ご了承いただければと思います。

○**広瀬会長** よろしいでしょうか。その他に、もしなければ、報告事項の（イ）ですね、こちらの方に移りたいと思います。

イ 配偶者暴力（DV）に関する北海道の状況（平成29年度）について

○**広瀬会長** 「配偶者暴力（DV）に関する北海道の状況（平成29年度）について」ということで、説明をお願いいたします。

○**事務局** 担当の松本と申します。9月末に、全国の状況を国が発表したのを受けまして、道が10月1日現在ということで公表したのが資料2でございます。

まず、1の配偶者暴力相談支援センターにおきます相談件数です。道内では、道立女性相談援助センターのほか、道庁、各振興局、札幌市、旭川市、函館市の3市を合わせた20の配偶者暴力相談支援センターが、法に基づいて相談業務を行っています。

相談件数とは、被害者本人からの相談に対応した件数です。平成25年度から29年度の間約2,400件台から2,800件台の半ばで推移しております。平成29年度におきましては、前年に比べると9.7%増の2,880件でございます。244件増加しております。増加が目立つ機関としましては、女性相談援助センターが110件増、それから、道庁・14振興局を合わせまして98件増という状況です。

その下に全国の相談件数を掲載しております。統計開始以来、右肩上がりの増加傾向で推移してきましたが、平成28年度に初めて減少の状況になっております。平成29年度の件数は、10万6,110件でありまして、前年度に比べて0.2%微減の状況でございます。

それから、2が道内の関係機関の相談件数です。配偶者暴力相談支援センター以外の関係機関であります北海道警察本部、婦人相談員を設置している12市、法務局、民間シェルターが対応した相談件数を掲載しています。平成29年度は、全ての機関・団体が前年に比べて件数が減少しております。減少が目立つのが民間シェルターでございまして、約1,000件減少しています。この要因としましては、本来、相談件数に入れなくてもよい単なる連絡、通知、近況報告に近いものまで、相談としてカウントしてしまいました民間シェルターがありまして、そのシェルターが取扱いについて見直しを行った結果によるものでございます。

また、北海道警察本部におきましては、凶悪事件などを背景としまして、対策の強化が進められまして、件数も右肩上がりが増加してきましたが、平成29年度においては3,032件と前年に比べて0.5%減少しております。そして、1と2を合わせましたのが北海道の全体相談件数でございまして、平成29年度は11,942件、前年に比べて6.3%減という結果になっております。

続きまして、裏面の方をご覧ください。DV被害者の一時保護の人員数と日数を掲載しております。道では、法に基づきまして、緊急に避難を必要とします被害者の方々について、婦人相談所であります道立女性援助センターをはじめ、道の業務委託により民間シェルター、母子生活支援施設、社会福祉施設が、一時保護を行っております。一時保護を行った被害者本人の年間の合計を見ますと、平成26年度が過去最多の年間342件でしたが、平成27年度から減少しまして、平成29年度は過去最少の219件という状況になっております。

その下が、DV被害者の同伴児の一時保護の人員数です。被害者本人の人数が減少しておりますので、同伴児についても同じように人数が減少しております。

それから、一番下は一時保護の日数を掲載しております。これは、被害者本人の一時保護の人員数に一時保護を行った日数を掛け合わせたものがございます。平成26年度までは年間5,000人台で若干の増加傾向で推移してきましたが、平成27年度から減少傾向にあります。28年度は過去最少の人数になっております。また、29年度になりましたら、4,656件でありまして、前年に比べて4.3%の微増という結果になっております。道内の配偶者暴力の被害の状況は以上のとおりでございます。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。平成29年度のデータが新たに提示されておりますので、何かご質問がありましたらお願いいたします。

○**本間委員** 山崎さんがいらっしゃっているので、数字では人数が減っているのですけれども、現場ではどのように感じていらっしゃるのか教えていただけますか。

- 山崎委員 きちんとアンケート調査をした訳ではないのですが、まず私たちが感じているのは、入所するのに当たって携帯電話を預けなければならないというのがすごく大きなハードルで、それをするのだったら入らないというのがまずあります。それと、就労されている方は、就労先でシェルターに入所している間、有給休暇であるとか、労働上保障されている制度を使って休めると良いのですけれども、なかなかそうもいかない状況の中で、2週間シェルターに入るのであれば辞めなければならない、それであればシェルターに入らないよという、そういうのも増えてきているなど思っているのですね。やはり一番大きいと感じているのは、スマホかなという感じです。
- 本間委員 スマホを預けなければならないという決まりがある。これは変えることはできないのでしょうか。本当は入りたいたいのだけれども、それが原因になって入れない。うまく表現できないのですが、何かこういうことなら良いのに、というのはありませんか。
- 山崎委員 シェルターのシステム自身を変えなければいけないというのかな、これまでシェルターというのは被害者の保護の法律に基づいてやっていて、逃げ隠れするためのものなのですよ。従ってシェルターというのは絶対秘密の場所だし、場所というのは誰にも知られてはいけないということで、本当にここそ仕事をしているという感じだったので、スマホというのは位置情報がピンポイントで相手にわかってしまうということがあったりとか、いろいろなSNSだとか、例えばインスタグラムをシェルターにいる間に撮ってしまって情報がわかってしまったり、そういう危険性が非常に高いので、なかなか今、高性能のいろいろなアプリが付いているスマホを持って入所というのは、シェルターの場所がわかってしまうのであれば恐ろしいなど思っていて、であるならば、シェルターをもっと公にしてしまって、社会でシェルターを守るというのかな、加害者が場所をわかってしまっても大丈夫なところなのだというシステムにしていかないと厳しいのかなと思っていて、そのへんを考えなければならない岐路かなと思っています。ヨーロッパではそのようになりつつあるという話も聞いていますので、そのへんも皆さんと考えていけたらと思っています。
- 広瀬会長 よろしいでしょうか。
- 本間委員 はい、貴重なお話をありがとうございます。
- 広瀬会長 他に、この資料2について、何かご質問はありますでしょうか。他にご質問がなければ、次の審議に参りたいと思います。

(2) 審議事項

ア 第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する計画の策定について

○広瀬会長 審議事項の(ア)ですが、「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する計画の策定について」ということで、6月12日開催の第1回審議会において、知事から諮問を受けました。専門部会を設置し、計画の策定に向けて検討を進めていただいたところです。本日は、その検討結果について、部会から報告をお願いしたいと思います。それでは、山崎専門部会長、よろしくお願いいたします。

○山崎部会長 「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」の策定に向けた専門部会の部会長をさせていただきました山崎でございます。今まで2回、専門部会が行われたのですけれども、その報告をさせていただきます。お手元の資料3-1をご覧ください。

専門部会委員の構成については、この資料の一番下の名簿にあるとおり、酒井委員、佐藤委員、竹内委員、広瀬委員、そして私の5名で構成しまして、専門部会は、7月11日と9月27日の2回にわたって開催いたしました。

それでは、専門部会の報告をさせていただきます。第1回の専門部会、こちらは7月11日に行ったのですけれども、まず、事務局から配偶者暴力防止に関する取組について、どのように取り組まれてきた

のか、その状況について、また、女性相談援助センターにおける相談や一時保護の実績などについて報告を受けました。その後、第4次計画の改定にあたっての考え方と、第4次計画の事務局案について聴取いたしました。第2次及び第3次の計画改定の際には、法律改正や国の基本方針の改定が行われており、道計画の改定にあたっては、法改正などを反映させる改定となっていました。今回は、法改正等もないことから、第3次計画の策定以降の社会情勢の変化を踏まえるほか、道民に分かりやすい内容とする考えで検討を行うこととしました。

主な審議の状況についてですが、専門部会では、事務局の案に対して、計画で使用している用語について、対象者の表現が、配偶者、交際相手、パートナー、夫など、統一されていないということが指摘されました。そして、用語をできるだけ統一すべきという意見がありました。また、道民に分かりやすい、読みやすい内容としようとしたあまり、第3次計画に比べると、取組の記載を簡略しすぎて、取組が後退したイメージに見えてしまうので、もう少し具体的に書いたらどうだろうかという意見がありました。そして、これらの意見を踏まえた修正を行うよう事務局に求めました。

そうしまして、その他、計画に示された取組が、効果的で充実した取組となるようにとの観点から、まず、デートDV防止出前講座が学校現場で求められていることから、法務局の人権擁護委員と連携するなどして再開してはどうなのか。これは、3年前くらいに出前講座がなくなってしまったのですけれども、いろいろな道立の学校から、また再開してほしいという声があって、そのような意見が出ました。また、以前に道が作成した「医療関係者対応マニュアル」、これも見直しをして、また新たに配布してほしいという意見です。民間シェルター活動圏域外の振興局関係機関連絡会議への民間シェルターの参画ということで、こちらにも、8か所の民間シェルターがあるのですけれども、シェルターの立地じゃないところの振興局では、シェルターの関与がないので、連携をもっと広げて行ったら良いのではないかという意見です。対応した内容でよかったのかなど悩む相談員に対する支援。それぞれの振興局など、現場では相談員が1人だけ、1人体制というのが結構多くて、なかなかこの相談対応で良かったのだろうかという不安が払拭しきれないので、そういう相談員をサポートするシステムも必要なのではないかという意見です。以上が、第1回の専門部会で出された意見です。

そして、第2回の専門部会が9月27日に行われました。第2回の専門部会では、道内における配偶者からの暴力に関する平成29年度の状況について新しい報告を受けたとともに、第1回の審議会の意見を踏まえて、事務局で整理した「専門部会案」について聴取しました。

専門部会での主な審議内容としては、事務局から示された配偶者、交際相手、パートナーの考え方にに基づき、定義の仕方など検討しました。主な意見としては、同性の相手など全ての人が包括することを基本計画に表すべき、表記すべきだと。そして、配偶者の定義の中に「同性の相手」ということを明記すべきという意見が出ました。また、保護命令などの法律に関する言葉の中で「審尋」など理解し難い専門用語のある箇所には、説明書きを加えるべきという意見が出ました。これらの意見を踏まえた修正を行うよう事務局に求めたところでございます。

その他、若年層の予防啓発に関する効果的な取組として、インターネットはもとより、スマホの活用、若年層で広がっているのが、SNSによる啓発の推進についても意見が出ました。そして、DVと他の部署の取組も合わせた情報発信、SNSでの情報発信というのが効果的なのではないかという意見を事務局に伝えました。この2回の審議により、今回、専門部会の検討結果として取りまとめたものが、お手元に配付されている資料3-3、3-4の「第4次基本計画の専門部会案」です。その内容については、事務局の方に説明をさせていただこうと思います。お願いいたします。

○事務局 それでは、第4次計画の検討結果について説明したいと思います。まず資料3-2をご覧ください。

改定の考え方についてですが、まず、趣旨としましては、第3次計画が終了するために、第4次の計画を策定するというのがねらいでございます。

これまでの策定状況につきましては、先ほど部会長の方から説明があったとおり、3回の見直しをやっ

ておりまして、全て国の法改正だとか基本方針が変わったことを受けて、道は改定をしております。この度は、4回目の改定ではそういった法改正や国の基本方針の変更はないということでございます。そうしたことを念頭におきまして、1の「基本計画の改定に当たっての考え方」なのですが、まず、国の基本方針に即して策定をするということと、第3次の計画をベースとして改定をする、それから、3番目には、前回の計画改定以降の社会情勢の変化や今年度実施の道の道民意識調査の結果などを反映していく、そして、(4)のとおり、道民に分かりやすい内容とするように努めるということで、検討を進めて参りました。2の「基本計画の構成」ということなのですが、その前に、この見出しで「たたき台」となっているのですけれども、「たたき台」ではなく「案」ということに修正をお願いしたいと思います。それで、構成につきましてはご覧のとおりになっておりまして、いろいろ修正はあるのですけれども、基本的、内容的には第3次計画と変わってはいないということでございます。

第3次計画からの主な変更点としては、3つありまして、説明したいと思います。

1つ目は、計画が、同性の相手など全ての人を包括しているという理念のもと、計画における配偶者の定義を明確にするとともに、「生活の本拠を共にする交際相手」には、同性を相手とする交際も含むことを明記しております。

2つ目は、配偶者からの暴力被害の現状については、今までは、全国の状況と北海道の状況を書いておりますが、加えまして、全国と北海道の比較というものを新たに書き込んでおります。

3つ目が、この基本計画は、今年策定しました「第3次北海道男女平等参画基本計画」の目標の一つに掲げます「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に係る施策の方向」を示す計画であることとしておりますので、男女計画で書かれているこの部分を、今回の計画案にはDV以外の暴力に関する取組として書き込んでおります。

続きまして、資料3-4ということで、「第4次基本計画(案)に係る新旧対照表」に基づき、今回の改定内容について説明したいと思います。

左側欄が現行の第3次計画、右側欄がこのたび専門部会で審議いただき取りまとめた第4次計画案です。まず、「第1 計画の趣旨」についてです。

「1 計画策定の趣旨」については、現行計画の期間が平成30年度で満了するので、改定を行うというのが趣旨でございます。

現行の計画では、「配偶者からの暴力は」といきなり入っておりますが、計画(案)では、配偶者からの暴力だけではなく、あらゆる暴力の根絶にかかわる計画でありますので、前段に「暴力は、被害者の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です」と明記しまして、その下に、「特に、配偶者からの暴力は」という修正を行っております。

それから、少し下がりまして、「配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する法律」の略称です。現行計画では「法」という略称にしていますが、今年策定しました道の第3次男女平等参画基本計画では「配偶者暴力防止法」という略称を使っておりますので、その名称に合わせております。

一番下にあります「配偶者」「交際相手」「パートナー」の説明については、今回の改定で新たに書き加えたところです。配偶者の定義を表記するとともに、交際相手についても「生活の本拠を共にする交際相手」には、同性を相手とする交際も含むことを明記しております。

続きまして、2ページをご覧ください。「2 計画の位置づけ」につきましては、現行計画の書きぶりとはほとんど変わっておりません。それから、「3 計画の期間」については、平成31年度から概ね5年間としております。

次に、「第2 配偶者からの暴力被害の現状」です。

「1 被害の状況」につきましては、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」に基づき記載しております。簡単に説明しますと、まず、図1でございまして、平成29年度の調査では、暴力被害を受けたことがある人が26.2%となっております。4人に1人が暴力を受けた経験を有しているということです。

それから図2でございまして。過去1年以内に被害に遭ったことがあり、配偶者がいると答えた人ですが、

女性の10人に1人が何らかの被害を受けているという回答結果になっております。

図3が、交際相手からの被害経験の状況でございまして、女性の約5人に1人、男性の約9人に1人が暴力を受けているということでございます。特に20歳代の女性では、36%の方が被害を受けている結果を示しております。

次に4ページでございまして、「2 相談等の状況」です。

「(1) 全国の状況」についてです。図4です。全国の配偶者暴力相談支援センターにおきます相談件数については、先ほど、資料2で説明したとおり、平成29年度におきましては10万6,110件となっております。5年前の平成24年度に比べますと1万6,620件、約19%増加しています。

次に、図5の「全国の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数」についてですが、年々増加しています。平成29年度は7万2,445件ということで、5年前の24年度と比べると約65%増えております。

次に5ページです。図6、一時保護人数です。全国の婦人相談所が行った一時保護の人数についてですが、減少の傾向にあるということです。しかし、依然として3,000人を超える方が一時保護されている状況です。

図7が保護命令件数でございまして、平成17年度以降、毎年2,000件を超えております。これが29年度におきましては、前年より2割程度減少して、1,826件となっております。

次に、6ページでございまして、配偶者による暴力事件でございまして、6ページの表1の全国の刑法犯などの検挙件数は、平成26年以降増加しているということです。このうち、保護命令の検挙件数が下に書かれておりますが、これにつきましては、25年度以降、概ね100件前後で推移しております。

続きまして、「(2) 北海道の状況」について、6ページから11ページに書かれております。これにつきましては、先ほど資料2で説明しました部分でありますので、省略したいと思います。

10ページです。保護命令についてですが、道内の保護命令件数については、前年より2割程度減少しております。平成17年以降、最少の88件となっております。

11ページですが、表6、配偶者からの暴力等事案の刑法犯等検挙件数です。これは、全国と同様に増加しております。平成29年の保護命令違反による検挙件数は4件ということになっております。

その下の「(3) 全国との比較」でございまして、これは、今回の計画案で新たに盛り込んだところでございます。図17でございまして、配偶者暴力相談支援センターの相談件数、一時保護件数、保護命令件数につきましては、女性の人口1万人当たりの割合を過去5年の状況と比較しています。相談件数については、全国の概ね6割程度となっておりますが、一時保護件数については、全国の約1.8倍となっております。保護命令件数については、全国と同じで大きな差は見られません。

続きまして、12ページでございまして、「第3 施策の概要」についてでございます。

「1 基本的な考え方」です。これにつきましては、現行計画の書きぶりとはほとんど同じでございます。要は、配偶者暴力をはじめとする男女平等参画を阻害する暴力の根絶を目指しまして、関係機関・団体が、被害者の立場に立って、連携と一体的な対応が求められているということでございます。

13ページをご覧ください。そういう認識のもとに、ここに書かれている1から7までの基本的な考え方に沿って、ご覧の「2 施策の体系」に基づき推進することになっております。

この施策体系の中で、IとIIを立てているのですけれども、一番下段の「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」という部分につきましては、今回新たに立てた柱でございまして、

これらの内容につきましては、14ページ以降に、「第4 基本的な方向と具体的な取組」に書かれております。

まず、14ページの「目標1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発」ということで、「I 配偶者からの暴力の根絶」についてでございます。

計画の構成の見直しに伴いまして、見出しを変更しているということでございます。備考欄に記載のとおり、新たに、「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」という目標を立てたことに伴いまして、「配偶者からの暴力の根絶」という見出しを追加したということです。

「1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進」についてでございます。今回の計画案の考え方を反映しまして、男性や性的マイノリティーの方の被害もありますので、男女を問わず、全ての人に対する啓発に取り組むことを明記しております。

その下の空欄になっているところがありまして、「平成30年度の道民意識調査の結果を反映した記述に変更」ということで説明しておりますが、実は、この部分の調査なのですが、道の広報広聴課というところで道民意識調査を行っております。この調査につきましては、DVに関する質問も含まれておりまして、調査結果の公表が11月中旬以降となっております。それまでは議会等を含めて外に出さないようにということで指示を受けております。従いまして、この計画にはまだ書き込めない状況であることをご了承願いたいと思います。

それから、真ん中辺に児童虐待防止法の関係を書いておりまして、現計画では「子ども」という表現になっておりますが、第4次計画では法に基づく文言にすることとし、全て「児童」という文言で整理しております。

その下の、現計画の「配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進」なのですが、施策の方向の中に、「i 男女平等参画を阻害する暴力の根絶に向けた啓発」が書かれておりますが、これは先ほど説明したとおり、32ページに大きな柱立てをしておりますので、移行させて削除しております。

それから15ページをご覧ください。取組欄に入れる取組事項の記載につきましては、現計画に掲げている計画と同様のものを体言止めの形に表しております。少し見やすくなったのではないかと思います。以下、取組欄につきましては、このように体言止めのような表現、形で整理しております。

次、16ページをご覧ください。「目標2 被害者の発見や相談体制の充実」です。

「1 被害者の早期発見」、「(1) 通報による早期発見」については、現計画では、医療関係者との連携が書かれておりますが、これについては、第4次計画案に、(2)のところに「医療関係者等からの通報」という見出しの中で整理することとして、削除しております。

それから、(2)の「医療関係者等からの通報」については、計画(案)では、最後のところで、被害者を発見しやすい立場にある民生委員・児童委員の方々も加えております。

17ページは説明を省略します。

次に、18ページをご覧ください。「3 相談体制の充実」につきましては、北海道被害者相談室、それから性暴力被害者支援センター(さくらこ)についても相談機関になっておりますので、今回、計画(案)に新たに盛り込んでおります。

次に、19ページをご覧ください。下段の、道立女性相談援助センターと配偶者暴力相談支援センターを柱立てで説明をしております。女性相談援助センターの相談時間の延長につきましては、平成27年10月に拡充済みでございますので、「相談体制の一層の充実」という言葉に改めました。

次に、20ページです。「(2) 警察」です。警察の取組につきましては、「(1) 配偶者暴力相談支援センター」との体裁を整えるため、この中に説明書きを新たに加えております。

それから、取組につきましては、配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置など具体的に整理しておりまして、内容的には現計画と変わらない、同じということです。

続きまして、21ページです。「(4) その他の関係機関との連携」ですが、これも「市町村との連携」などの文言と同じように、体裁を整えるために説明書きを加えております。この中には、運営基盤が脆弱であり、不安定であります民間シェルターの運営基盤の強化が課題となっていることを明記しております。その取組についても、民間シェルターとの連携や支援、民間シェルターへの補助制度の創設にかかわる国への要請を書いております。下段には、先ほど申しました道の被害者相談室、それから「さくらこ」との連携を新たに設けております。

続いて22ページをご覧ください。「目標3 安全な保護のための体制の整備・充実」についてでございます。

まず、「1 保護体制の充実」につきましては、一時保護の委託先については、現計画では母子生活支援

施設という名称を使っておりますが、所在地ができるだけ特定されないように文章を整理しております。それから、男性の被害者についても平成27年度から男性の一時保護委託を開始しておりますので、修正しております。

それから、下のところに「(1) 道立女性相談援助センター」です。施策の方向につきましては、「ii 関係機関との緊密な連携」のところで、また書きで「高齢・障がい者など複合的な問題を抱える被害者の支援について、関係機関との連携、強化を進めます」と、この部分は加えて修正しております。

続きまして、23ページ「保護命令制度の利用」についてでございます。現計画では保護命令の件数や、その件数の推移を説明しておりますが、計画案の第2のところで説明しておりますので、これは削除しております。

それから、24ページに移りまして、施策の方向の「ii 保護命令についての適切な助言と支援」というところですが、現計画では、この中で「審尋」という言葉を使っておりますが、一般の人には理解しづらい言葉ですので、計画(案)では「裁判官が当事者の意見を聞く手続」という表現に改めております。

続きまして、「目標4 被害者の自立の支援」でございます。

25ページの下段ですね、その中で特徴的なのは「iii 住宅の確保」についてございまして、備考欄のとおり、平成29年度に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正されたということによりまして、計画(案)ではその運用が開始されたということで、セーフティネット住宅情報提供システムを明記しております。

それから、取組の中には、平成30年度から道民生活課も北海道居住支援協議会の構成員となっておりますので、住宅確保要配慮者や民間住宅に関する情報共有についても新たに盛り込んでおります。

26ページは変わる要素がないので省略しまして、27ページをご覧ください。

一番下の「ix その他」の取組についてでございます。これについては文言を少し修正・整理を加えております。生活福祉資金とか、母子父子寡婦福祉資金貸付金の関係でございまして、それらについて文言を整理しております。

それから28ページ、「目標5 関係機関、団体の相互の連携協力」につきましては、これはさほど変更ありませんので、説明を省略します。

次、29ページからの「目標6 職務関係者の研修、人材の育成の充実」についてでございます。30ページの「1 加害者更生に関する調査研究等の促進」につきましては、備考欄に書かれているとおり、計画(案)には、加害者に対する啓発の必要性を追記しております。また、国の調査研究の状況を最新の情報に変更し整理しております。

また、施策の方向につきましては、加害者更生の研究促進に係る国への要請とか、情報収集、普及啓発という柱立てをしまして文言整理をしております。

最後の32ページでございます。新たに柱立てした「II 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」についてでございます。

これについては、先ほど説明したとおり、今回の計画改定において書き加えたところございまして、配偶者暴力防止法に基づく法定計画であるとともに、「第3次北海道男女平等参画基本計画」にも定めている「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に向けた施策の方向を示すものでありますことから、ご覧のとおり、同計画の施策の方向や取組につきまして、そのまま書いて、アピールすることとしました。

改定案の状況は以上のとおりでございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。それでは、専門部会と道の方で整理しました第4次計画案について、今、説明がありましたけれども、質問などがありましたら、出していただきたいと思います。

○**高橋委員** ネットワークという言葉が何回も出てくるのですけれども、ただの連絡協議会みたいなものを作ってもネットワークとは、私は言わないと思うのですよ、情報工学的には。ネットワークというのは、24時間、365日連絡がつくような、全道の、全市町村に、担当課長レベルまでメールが行くくらいのシステムにしないと、私は意味がないような気がするのですが、道としてはどのようにお考えですか。た

だの連絡協議会では、私は意味がないと思いますけれども。

○事務局 ご指摘のとおり、この連絡協議会だけを指してネットワークとっていて、365 日運営しているしくみにはならないとのことなのですが、そのとおりだと思います。ただ、被害者支援のしくみにつきましては、配偶者暴力相談支援センターやその他関係機関が絶えず連携して動いておりますので、そういう意味ではネットワークということでございますので、あながち外れていないと思っておりますけれども。

○広瀬会長 いかがでしょうか。

○高橋委員 いえ、もう。そういうのは今の予算ではできないと思うので、ここはあまり突っ込まないかなと。

○広瀬会長 では、他に何かご質問などありませんでしょうか。

(特に質問なし)

○広瀬会長 よろしいですか。相当長い文章なので。

○山崎部会長 ちょっと補足で。資料3-4の11ページなのですけれども、全国との比較ということで、人口対1万人当たりの相談件数ですとか保護命令件数というのは、それほど相談件数は多くないのですけれども、全国的に見て、相談件数は上がっているのに保護件数は減っている。先ほどのご質問にもありましたように、なぜ保護が減ったのだらうかということがあるのですけれども、一時保護件数については、北海道は全国の2倍、対1万人では2倍なのですよね。それは何を意味しているのかというと、日本は地域格差がひどいということなのです。北海道は、日本の中ではトップレベルなのですけれども、そうではない地域はたくさんあって、門まで来ても保護しないと、そういうことがあるので、やはり地域格差というのは今後の、北海道も含めて、大きな日本の問題なのかなと思っておりますので、そのあたりも少し視野に入れて考えていただけたらと思います。

○広瀬会長 はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。質問、修正などの意見がないようでしたら、この専門部会(案)を当審議会の答申とすることにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。今後、事務局と調整の上で、後日、知事あてに答申を行うということで、私にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 ありがとうございます。それでは、私の方で対応させていただくことといたしまして、答申の内容については後日、委員のみなさまへご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

イ 専門部会の設置について

○広瀬会長 それでは、審議事項の「(イ) 専門部会の設置について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料4について、説明させていただきます。

今回設置いただく専門部会は、「北海道男女平等参画チャレンジ賞」受賞者選考のための専門部会となります。

「北海道男女平等参画チャレンジ賞」は、社会のあらゆる分野で、個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体等を顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを広く示すことで、同じように活躍する方を増やし、社会気運を高めるため、平成16年から実施しているものです。

この賞に係る選考は、「北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱」にあるとおり、「北海道男女平等

参画審議会の専門部会」で行うこととしております。

専門部会を設置する理由としては、この賞を設置した目的に沿って、あらゆる分野での活躍をバランスよく評価し、専門的、多角的なご意見が頂けるよう各分野の視点から検討をしていただくために、専門部会を設置するものです。

今年度は、3個人、3団体の、合計6件の応募がありましたので、この中から2件の受賞者を選考していただきます。参考に、資料最終ページに昨年度のチャレンジ賞受賞者の2件を添付いたしました。

今後のスケジュールについては、資料1ページ目の項番4をご覧ください。本日の審議会にて専門部会を設置いただき、専門部会を11月に開催したいと考えております。事前に部会委員の皆様にご覧いただき、候補者の推薦内容をご覧のうえ、あらかじめ採点していただき、こちらで取りまとめをいたします。その採点票を元に、専門部会開催当日に受賞候補者を選考していただき、結果を知事に報告いたします。

その後、予定ではございますが、12月中に受賞者を決定し、1月中旬から2月上旬頃に、知事出席のもと、贈呈式を開催するという形で予定を考えております。

最後になりますが、専門部会につきましては、受賞候補者のプライバシーに配慮し、非公開となりますので、よろしくお願いいたします。説明については以上です。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

○**事務局** 専門部会の部会長及び構成委員は、「北海道男女平等参画推進条例」第30条において、会長が指名することと規定されていますので、会長から指名をお願いいたします。なお、委員の構成人数については、5名でお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○**広瀬会長** わかりました。それでは、専門部会の部会長と委員を私から指名させていただきます。

選考に当たりましては、事前に事務局とも相談させていただきまして、各委員の専門分野が偏らないこと、男女のバランスが取れていること、開催日程が調整しやすいように道央圏の委員を優先して考えさせていただきました。

それでは、お願いしたい方を指名いたします。専門部会の委員には、木村委員、桑原委員、篠原委員、高橋委員、高宮委員を指名し、部会長は桑原委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** 異議がないようですので、そのようをお願いいたします。ありがとうございます。

なお、専門部会で行われた選考結果につきましては、当審議会の選考として知事へ報告させていただきます。

(3) その他

ア 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定について

○**広瀬会長** それでは、その他ということで、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定について」ということで、事務局からお願いいたします。

○**事務局** それでは説明させていただきたいと思います。資料番号は振ってございませんが、こちらのパンフレットをご覧くださいと思います。

すでにご承知の方もいらっしゃると思うのですが、この「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」につきましては、今年の5月23日に公布・施行されております。先般、内閣府から啓発用ということで、このパンフレットの送付がございましたので、情報提供させていただきたいと存じます。

まず、なぜこの法律ができたのかと申しますと、国会議員、あるいは地方議会議員ともに、女性議員が

少ないという状況がございまして、日本の人口の半分は女性が占めておりますので、議会に女性が参画して、その女性の視点や意見が反映されることによりまして、より暮らしやすい社会を目指すと。そのためには、政治分野における男女共同参画の推進が重要だということで、超党派の国会議員により議論が進められました結果、この法律につきましましては議員立法という形で、今年の5月に成立をしております。

では、女性議員はどれだけ少ないのかというのは、パンフレットを開いていただくと、中に状況が紹介されております。左側は国会議員の状況になっておりまして、国会議員に占める女性議員の割合は、世界的に見ましても、193カ国中、日本は158位と、OECD諸国の中では最下位という状況になっております。

また、「閣僚に占める女性も少数」ということでありますが、ここでは国务大臣は20名中2名、10%となっておりますが、ご承知のとおり、今月初めの内閣改造で国务大臣は1名、5%という状況に変わっております。副大臣は5人ということで増えておりますけれども、大臣は1名ということになっております。

資料の右側の方は、地方議会の状況ということでして、こちらにも女性議員が非常に少ない、中でも町村議会の3割以上で女性議員がゼロという状況になっているというのが紹介されております。

では、北海道の状況はどうなのかということなのですが、一番後ろのページを見ていただければと思うのですが、こちらに平成29年12月31日現在の、都道府県議会における女性議員の比率ということで掲載されておまして、北海道は、この表を見ていただきますと、上から7番目に載っておりまして、この時点では道議会議員99名おります。そのうち女性議員は13名ということで割合は13.1%と、全国平均を上回っているような状況にはなっております。

一方、市町村議会の方につきましては、私の手元にありますのは、内閣府で整理されている最新の数値ということで、平成28年12月31日現在のものになってしまうのですが、市議会の方では、全国平均の14.6%に対して、北海道内の市では16.8%、一方、町村議会の方では、全国平均9.8%に対し、こちらは少々下がってしましまして、9.4%というような状況になっております。

これが今の状況ということでございまして、では、この法律が目指すところは具体的に何なのかということになるのですが、パンフレットの1ページ目に戻っていただきますと、この法律の概要ということで、目的と基本原則ということで記載されているのですが、まずは、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すということです。選挙がありますので、議員の数をダイレクトに増やすということはできる話ではないため、まずは候補者の数を増やすと。そして、議員としての職務なり活動なりと、家庭生活との両立が可能となる環境の整備といったことを旨としているというのが、この法律の概要になります。まずは政党に対しまして、男女それぞれの候補者数について目標を定めたりして、自主的な取組を求めるとというのが大きな点で、一方、国や地方公共団体に対しましては、実態がどうなっているかという調査や情報発信、あるいは啓発活動、更には環境整備ですとか人材育成といった必要な施策の実施を求める内容となっております。ただ、これらあくまでも努力規定ということで、義務にはなってございません。

では、この先どうなのかということですが、来年は統一地方選挙、参議院議員選挙も予定されている年になっております。それに向けて、国の方でも、具体的にどういった施策を打っていくのかというあたりは、選挙や地方議会、自治体運営などを所管しております総務省の方と協力して進めていきますよということをおっしゃっております。道におきましても、国や市町村はもとよりなのですが、道の関係機関としまして、選挙管理委員会がございまして、実際の議員ということになりますと、道議会事務局が所管ということになってまいりますので、そういった関係機関とも連携を図りながら、対応して参りたいと考えております。以上、情報提供ということでご説明させていただきました。

○広瀬会長 ありがとうございます。これは非常に重要な法律だと思うのですが、委員のみなさまから、この件に関するご質問ですとか、男女平等参画に関連する事項については、これに限らず何でも結構ですので、何かございましたら発言をお願いいたします。

(特に発言なし)

○**広瀬会長** では、私の方から少し発言させていただきます。女性議員の比率が低いというのが、日本の男女平等参画を大きく引き下げている大きな原因なのではございますけれども、このパンフレットの中の方にあります国際比較ですね、スウェーデン、ノルウェーなどは非常に女性の比率が高くて、半分に至ろうとしている。フランス、イギリスなども相当良い位置に付けている訳ですが、日本は10%ということですね。その上にある韓国のグラフを見ていただきたいのですが、韓国はずっと日本と同じように低い状況で1995年までは来ていたのですが、2000年に少し上がりまして、そこからぐっと上がっているのですよね。この要因は、実は、政党がクォータ制というのを取り入れました。つまり、候補者の数を、最低女性は何%候補者として立てなければならない。半数までは行っていないのですが、そのように取り決めてしまうので、候補者の数がまず男女の割合ではっきり決まっている訳です。そうすると、今まで女性の候補者を挙げられなかったところも挙げざるを得ないということで、この急激な上昇というのは、クォータ制にあるのですが、おそらくヨーロッパの上位の国はほとんど、そういうクォータ制というのを取り入れていて、候補者数がまず、ほぼ平等であると。そこから議員が誕生すると言っているのです。日本でもクォータ制を取り入れようという運動をしている女性議員や知識人がいるのですが、なかなか実現しないというところで、この法律は努力目標ということになってしまっていて、ちょっと残念だなと。これがどのくらい効力を発揮するのか見ていきたいと私は思っています。

他に何か、ご意見ありますでしょうか。

(特に発言なし)

○**広瀬会長** 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」についてはここまでとしまして、その他として、実は私が少々感じていることをひとつ、皆さんに聞いていただきたいことがありまして、「北海道立女性プラザ」というものがあります。そこはやはり、男女平等参画を推進するための施設として設置されている訳なのですが、この「道立女性プラザ」という名称が、男性は利用できないのかという誤ったイメージを与えてしまっているという話をちらっと聞きまして、実際には男性も利用できるのですけれども、看板を考え直したらどうかと思っています。全国にこういう施設があると思うのですが、例えば苫小牧市は「女性センター」という名称から「男女平等参画推進センター」というように名称を変更したというのを聞きましたので、北海道立女性プラザの方も、何かこういう方向で考えられないかなと思っています。これは私のつぶやきということで聞いていただければと思います。

○**廣畑女性支援室長** ご意見ありがとうございます。全国の状況で申しますと、約8割が「男女」という言葉を含むような施設名になっているということもありまして、北海道としても検討する余地があるのかなということで、ご意見は持ち帰りまして、また検討したいと思います。

○**広瀬会長** その他ということで、他に何かございませんか。なければ事務局の方からは。

○**事務局** それでは、先ほど審議いただきました「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」の改定に関する今後のスケジュールについてですが、本日の審議会で専門部会案を審議会の答申とするということになりましたので、今後、その答申をもとに、今、案に書き込まれていない今年度の道民意識調査の結果が、11月中にまとまるとしますので、その結果を新たに加筆して、関係各部協議の上、11月中に計画の素案を取りまとめたいと思います。その上で、12月頃から1カ月間、パブリックコメントを実施しまして、道民のみなさまのご意見を聴取します。パブリックコメントを実施する際には、審議会の委員の皆様方にご案内をいたしますので、何かご意見があればお寄せいただければと思います。で、パブリックコメントを1カ月ほど実施した後、その意見を踏まえて道としての案を策定し、年度内には計画を策定したいと考えています。計画が成案になった際には、皆様方にもお知らせいたしますので、よろしくお願ひします。

それと、チャレンジ賞の専門部会を設置していただきましたので、年度内に選考いたしまして、年明けには決定し、贈呈式などもありますので、またその際には委員の皆様にもお知らせして参りますので、引き続きよろしく願いいたします。事務局からの連絡事項としては以上です。

○事務局 皆様よろしいでしょうか。これで本日の議事は終了いたしました。進行を事務局へお返しします。

3. 閉 会

○廣畑女性支援室長 広瀬会長、山崎部会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

これもちまして、平成30年度第2回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上